

2012年12月19日

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 御中

と畜場施行規則等の改正案に関する意見

(法人名) 日本生活協同組合連合会  
(所在地) 〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

今回、貴省が公表された「と畜場施行規則等の改正案」(以下、改正案と表記)に関して、以下の意見を提出いたします。

### 1. 特定部位の範囲および検査対象月齢の見直しについて

国内では2003年以降の出生牛からBSE陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等のBSE対策が有効に機能しているものと弊会は認識しています。

今回、貴省が食品安全委員会のリスク評価に基づき、特定部位の範囲および国内における検査対象月齢を見直し、改正案のように変更することについては、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。

### 2. 丁寧なリスクコミュニケーションの実施について

感染症のリスクは動的に変動し、対策が遅れば高くなり、有効な対策がとられれば低くなります。BSEのように潜伏期間の長い感染症は対策の効果がはっきりするのに時間がかかりますが、世界的にBSEの封じ込めに成功していると考えられる現在、リスクの程度に応じた対応へと変更していくことは理解できます。

食品安全委員会のリスク評価では、国産牛の検査対象月齢について、20か月齢と30か月齢のリスクの差に関する結論は「あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」とされました。この見解は、地方自治体が自主的に全頭のBSE検査を行っている状況と、乖離が一層大きくなっています。

一方、消費者にはリスクの変動やそれに伴う対策見直しの妥当性などの情報が十分に伝わっておらず、多くの不安の声が出されています。消費者の不安に丁寧にこたえていくためのリスクコミュニケーションの充実を求めます。

以上